

水道料金収納等業務委託公募型プロポーザル方式参加者募集要領

次のとおり、水道料金収納等業務委託の受注者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定しますので、プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加希望者」という。）は水道料金収納等業務委託公募型プロポーザル方式実施要領及び本要領に従い公募型プロポーザル方式参加表明書等の必要書類を提出してください。

1 委託業務概要

（１）委託件名

水道料金収納等業務委託

（２）業務執行場所

昭島市水道部庁舎内に事務所を置き、昭島市の給水区域全域とします。ただし、検針業務など、昭島市水道部庁舎以外で履行が可能な業務については、受注者の費用で市内又は概ね 30 分以内に昭島市水道部庁舎に到達できる場所に事務所を設置するものとします。

（３）委託業務の概要

- ① 窓口業務（給水設備関連及び水道メーターの引渡しを含む）
- ② 検針業務（再調査を含む）
- ③ 調定及び更正業務
- ④ 水道料金等収納業務
- ⑤ 中止精算業務
- ⑥ 滞納整理業務
- ⑦ 給水の停止及び解除業務
- ⑧ 開栓及び閉栓業務
- ⑨ 給水契約及び給水契約解除業務
- ⑩ 給水装置工事関連業務
- ⑪ 電子計算機処理業務（帳票確認を含む）
- ⑫ 業務に必要な印刷物の発注及び在庫管理業務
- ⑬ その他、①から⑫に附帯する業務

（４）契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日までとします。

(5) 準備期間

契約締結日から令和9年3月31日までの期間は準備期間とし、業務開始日は令和9年4月1日からとします。

(6) 委託業務に係る事業限度額

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間の事業限度総額は、967,560千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、各年度の上限額は次のとおりとします。

令和9年度 193,512千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 193,512千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 193,512千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和12年度 193,512千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和13年度 193,512千円（消費税及び地方消費税を含む。）

参加希望者は、この上限額以内で提案見積金額を提出してください。

(7) 提案見積金額

提案見積金額は、委託業務全体の5年間に要する費用を積算して提出してください。提案見積金額は別に定める提案見積書に明記し、封入封緘して提出してください。

提案見積書は5年間の総額（消費税及び地方消費税を除く。）を記入してください。

また、積算内訳書も同封してください。

なお、「見積金額に消費税相当額を加算した金額」は事業限度総額以内の金額で提出してください（事業限度総額を超えた者は失格とします。）。また、年度別の内訳額ごとに、各年度の事業限度額を超過した金額を提案することはできません。

(8) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第46条に規定する担保が必要となります。ただし、同規則第45条第2項第1号及び同項第2号に規定する保険契約をした場合は、免除となります。

2 参加資格要件

(1) プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

なお、関係会社において2者以上申し込みがあった場合は、当該申込者は全て失格とします。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

② 東京電子自治体共同運営サービスにおいて昭島市の入札参加資格者として登録されている者又は昭島市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

③ 本件にかかる公告日から委託業者決定までの間に、昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準その他法令の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
 - ⑤ 国税、都道府県税及び市町村税に未納の税額がない者であること。
 - ⑥ 水道料金等収納業務（類似の業務を含む）について、過去に継続して 3 年以上の受注実績を有する者であること。
 - ⑦ 項番 1－（6）に記載する事業限度総額以上の自己資本がある者であること。
 - ⑧ 5 年以上継続して雇用関係があり、水道料金収納等業務について 3 年以上の実務経験を有する業務責任者を配置でき、かつ本業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
 - ⑨ 情報セキュリティマネジメントシステムの規格（I SMS 等）を取得している者であり、個人情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
 - ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に該当する者でないこと、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日実施）の措置要件に該当しないこと、又は、同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていること。
 - ⑪ 共同企業体で参加する場合は、次の条件をすべて満たす者であること。
 - ア 項番 2（1）中⑥から⑧を除く各号は構成員すべてが満たし、⑥から⑧については、構成員のうち一者または複数者によりすべてを満たすこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、水道料金収納等業務委託に係る当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員は、単独で、又は他の共同企業体の構成員として、プロポーザルに参加する者でないこと。
- （2）参加希望者は、契約の締結までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とします。
- ① 前項各号の資格要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ② 業務提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
 - ③ 業務提案書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ④ 同じ競争に関して 2 以上の業務提案書等を提出したとき。
 - ⑤ 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
 - ⑥ プレゼンテーションを欠席したとき。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

3 実施方法

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最優秀者を選定するため、水道料金収納等業務委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査します。審査委員会は、提出された業務提案書等を審査し、提案見積金額以外の要素と提案見積金額を総合的に評価し、最も評価が高い者を最優秀者として選定します。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受注者の選定は、別表の日程により実施します。なお、日程は変更する場合がありますので、参加希望者は事前に事務局へ確認してください。

4 参加申込手続等

(1) 参加希望者は、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号、以下「参加表明書」という。）に（2）に記載の必要書類を添付の上、提出期限までに提出してください。

なお、参加希望者の参加資格を審査の上、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加希望者に対しては、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第3号、以下「確認通知書」という。）及び業務提案書等提出依頼書（様式第4号）によりプロポーザルへの参加をEメールにより通知したうえで、同日に確認通知書の原本を郵送します。また、参加資格を有しないと認められた参加希望者には、確認通知書により、その旨を通知します。

また、参加表明書を提出した参加希望者が、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、公募型プロポーザル方式参加辞退届（様式第12号）を提出してください。

(2) 必要書類

① 会社概要関係書類

定款、所在地、履歴事項等が確認できるもの。

② 役員名簿

役職、氏名が記載されているもの。

③ 財務状況関係書類

直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書並びにキャッシュフロー計算書

④ 労働条件関係書類

就業規則及び労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

⑤ 類似業務受注実績報告書（上位5件）（様式第2号）

⑥ 類似業務受注実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類

⑦ 国税、都道府県税及び市町村税に未納の税額がないことの証明書

- ⑧ 情報セキュリティマネジメントシステムの規格(I SMS 等)を取得していることを証明できる書類の写し
- ⑨ 共同企業体協定関係書類
複数の企業が構成員として参加する場合は、共同企業体協定書(様式第 14 号)及び委任状及び使用印鑑届(様式第 15 号)を提出してください。
- ⑩ 印鑑証明書

(3) 参加申込様式等

参加申込み等に必要な様式は、昭島市公式ホームページ「事業者のかたへ」内の契約・入札「募集情報(契約・入札)」からダウンロードしてください。

<https://www.city.akishima.lg.jp/bussiness/keiyaku/index.html>

(4) 提出期間

参加表明書等の提出期間は、令和 8 年 8 月 20 日(木)から令和 8 年 8 月 31 日(月)午後 4 時までとします。

(5) 提出先

昭島市水道部業務課業務係

(6) 提出方法

参加希望者による持参とします。なお、事前に事務局に連絡をし、来庁時間の調整を必ず行うこと。

5 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

所在地	〒196-0025 昭島市朝日町四丁目 23 番 28 号
担当	水道部業務課業務係
電話番号	042-543-6111(代表)
E-mail	gyomuka@city.akishima.lg.jp

別表

	内 容	実 施 日
1	実施要領等の配布	令和8年8月20日（木） ～令和8年8月31日（月）
2	参加表明書等の提出期間	令和8年8月20日（木） ～令和8年8月31日（月）
3	参加資格確認通知・業務提案書等提出依頼通知	令和8年9月3日（木）
4	業務提案書等の作成に必要な資料の貸出期間 （貸出日時は指定します。）	令和8年9月4日（金） ～令和8年9月29日（火）
5	業務提案書等の作成に係る質問の受付 （質問はメールにて受付する。）	令和8年9月4日（金） ～令和8年9月11日（金）
6	業務提案書等の作成に係る質問の回答	令和8年9月17日（木） 午後5時まで
7	業務提案書及び提案見積書等の提出期間	令和8年9月25日（金） ～令和8年9月29日（火）
8	第一次審査結果通知・プレゼンテーション参加要請通知	令和8年10月13日（火）
9	業務提案書に係るプレゼンテーション	令和8年10月21日（水） ～令和8年10月22日（木）
10	最優秀者の決定及び通知	令和8年11月2日（月）
11	契約内容に関する詳細打合せ	令和8年11月上旬
12	契約締結	令和8年11月中旬
13	受注者研修及び業務引継ぎ等準備期間	令和8年11月中旬 ～令和9年3月31日（水）
14	業務開始	令和9年4月1日（木）

※ 注意点

- ① すべての提出日に土曜日・日曜日・祝日は含みません。
- ② 提出物の受付時間は、いずれも午後4時までとします。
- ③ 書類等の提出方法は、持参とします。なお、事前に事務局に連絡をし、来庁時間の調整を必ず行ってください。